主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人西村義太郎の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条の 上告理由に当らない。(量刑上の理由につき斟酌された情状を一々説示する必要は なく、又量刑上前科の事実を考慮しても違法でないこと論をまたない)また記録を 調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年一〇月三〇日

最高裁判所第二小法廷

| | 精 | 山 | 霜 | 裁判長裁判官 |
|-----|---|----------------|---|--------|
| 茂 | | Щ | 栗 | 裁判官 |
| 重 | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官 |
| 郎 | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| - 郎 | 唯 | ∤ें | 谷 | 裁判官 |